

人事行政の運営状況を公表

平成16年度における市職員の給与、職員数、福利厚生などの状況についてお知らせします。これは、人事行政の運営状況について広く市民の皆さんに知っていただくことにより、その公正性や透明性を高めることを目的として、地方公務員法などにもとづき行うものです。問合せは、職員課(0798・35・3502)へ。

職員の任免および採用試験の状況

平成16年度における職員の新規採用者および退職者の状況は、表(2)のとおりです。また、16年度に実施した西宮市職員採用試験の状況は、表(3)のとおりです。

職 種	採用者数	退職者数
事務職	40	57
技術職	8	21
保育職	10	15
技能労務職	0	22
医師職	11	13
医療技術職	4	6
看護保健職	21	13
消防職	7	8
教育職	7	21
合 計	108	176

(3) 職員採用試験の状況 (単位:人)

職 種	試験区分	応募者数	受験者数	1次合格者	最終合格者
事務職	一般行政事務	1,169	950	132	36
技術職	土木、建築等	198	160	64	12
保育職	保育士	139	114	42	12
看護保健職	保健師等	90	87	25	3
消防職	消防士	254	221	39	13
教育職	幼稚園教諭	146	123	60	6

職員の給与の状況

平成16年度に職員に支給した給料および諸手当の額は、表(4)のとおりです。なお、特殊勤務手当については、その支給基準や支給額などの抜本的な見直しを図り、支給項目のうち5割以上を廃止するとともに、存続する手当についてもおおむね15%の減額を行い、平成18年度から実施することとしています。

(4) 職員給与費の状況(平成16年度決算)(単位:千円)

	決 算 額
職 員 数	3,838人
給 料	16,880,487
職員手当等(※)	18,555,182
計	35,435,669

(注)特別職を除き、再任用短時間勤務職員を含む

職員数の状況

本市では現在、事務事業や事務執行体制の見直しなどにより、定員の適正化に取り組んでいます。平成17年4月1日現在の部門別の職員数の状況および主な増減理由は、表(1)のとおりです。

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在、単位:人)

区 分	職 員 数	対前年増減数	主な増減理由		
部 門	平成16年	平成17年			
一 般 行 政 部 門	議 会	18	18	0	事務事業の見直し等
	総務企画	439	439	0	
	税 務	138	136	-2	
	民 生	548	549	1	
	衛 生	505	493	-12	
	労 働	14	12	-2	
	農林水産	5	5	0	
	商 工	13	12	-1	
	土 木	283	268	-15	
	小 計	1,963	1,932	-31	
特 別 行 政 部 門	教 育	759	739	-20	事務事業の見直し等 消防体制の充実
	消 防	367	372	5	
	小 計	1,126	1,111	-15	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	286	275	-11	事務事業の見直し等 浄水場の包括的民間委託等
	水 道	253	255	2	
	下 水 道	86	85	-1	
	そ の 他	104	93	-11	
	小 計	729	708	-21	
	合 計	3,818	3,751	-67	

職員手当等の内訳

	調整手当	扶養手当	住居手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当
	1,833,515	508,808	825,615	1,146,943	6,742
	超過勤務手当	特殊勤務手当	通勤手当	期末勤勉手当	宿日直手当
	1,310,326	526,627	436,596	7,637,786	13,430
	教員特別手当	退職手当	児童手当		
	30,149	4,240,555	38,090		

職員の勤務時間の状況

一般職員の勤務時間、休憩時間および休息時間は、原則として表(5)のように割り振られています。なお、平成18年度からは、市役所本庁、支所等における標準的な窓口の開庁時間を15分延長し、午前9時から午後5時半までに変更します。

(5) 職員の勤務時間の状況

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
40時間	8時間	8:45	17:30	12:00~12:45	午前と午後 に各15分

職員の休暇制度等

職員の休暇制度等の概要は、表(6)のとおりです。

(6) 職員の休暇制度等

種 類	基 準 等	日 数 等
年次休暇	職員の請求にもとづき	年21日以内
公務傷病等による療養休暇	職員が公務上負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤により負傷し、もしくは疾病にかかり療養のため勤務することができない場合	その療養に必要と認める期間
私傷病による療養休暇	職員が、公務によらないで負傷し、または疾病にかかった場合において、任命権者が特に療養を要すると認めるとき	年90日以内
産前休暇	8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定の女性職員に対して	請求があった日から出産日まで
産後休暇	女性職員が出産した場合	出産日の翌日から8週間以内
育児時間	生後1年3カ月に達しない生児を育てる女性職員に対して	1日2回90分を超えない範囲
生理休暇	生理日の勤務がいちじるしく困難な女性職員または生理に有害な業務に従事する女性職員に対して	必要と認める期間
結婚休暇	職員が結婚するとき	6.5日以内
忌服休暇	職員の親族が死亡した場合	7日以内
特別休暇	別に定める事由により勤務することができない場合において、市長がやむを得ないと認めるとき	必要と認める期間
組合休暇	職員が、登録された職員団体の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合等	年30日以内
育児休業	3歳に満たない子を養育するため	当該子が3歳に達する日まで

職員の福利厚生の状況

職員の労働安全衛生関係および職員の健康管理...労働安全衛生法等にもとづき、各種健康診断の実施や診断結果後の保健指導、メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策などを実施しています。職員の安全衛生管理体制については、西宮市職員安全衛生規程にもとづき各事業場に設置している安全衛生委員会で取り組んでいます。

西宮市職員自治振興会...職員の福利厚生の増進を目的に、条例にもとづき「西宮市職員自治振興会」を設置しています。市負担金・補助金と職員の掛金で運営し、給付事業やレクリエーション事業、職員会館の管理運営などを行っています。

西宮市職員共済組合...退職後の生活や遺族の生活を保障する年金の支給などを行うことを目的に、地方公務員等共済組合法にもとづき、西宮市職員共済組合を設置しています。長期給付事業として、退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金等の支給、短期給付事業として、育児休業手当金や介護休業手当金の給付、また、貸付事業として、住宅資金の貸付などを行っています。

西宮市職員健康保険組合...職員(被保険者)と被扶養者に対する保険給付や保健事業を行うことを目的に、健康保険法にもとづき西宮市職員健康保険組合を設置しています。保険給付として、疾病、負傷、出産などに関する保険給付や人間ドック補助、健康相談、直営保養所などの保健事業等を行っています。

公平委員会の業務の状況

平成16年度における公平委員会の業務の状況は、次のとおりです。勤務条件に関する措置の要求の状況...棄却1件
不利益処分に関する不服申立ての状況...審議中1件

職員のサービスの状況

職員のサービス基準の根本基準は、地方公務員法第30条において「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定められています。地方公務員法には、法令順守義務や信用失墜行為の禁止など、サービスに関する義務が具体的に定められており、本市においても、職員に対して定期的に綱紀の粛正に関する通達等を出し、公務員としての自覚をさらにもつよう促し、市政への市民の皆さんの信頼確保に努めています。平成16年度の分限処分、懲戒処分の状況は、表(7)のとおりです。

(7) 職員の分限・懲戒処分の状況 (単位:件)

分限処分				懲戒処分			
免職	休職	降任	降級	免職	停職	減給	戒告
-	34	-	-	1	2	1	2

職員の研修の状況

西宮市人材育成基本方針にもとづき、変革の時代に対応できる情熱と意欲をもった創造力豊かな人材の育成をめざして、様々な研修に取り組んでいます。平成16年度は、政策形成能力の向上、職員の意識改革、マネジメント能力の向上、地域コーディネーター能力の向上を重点目標に取り組みました。研修の受講者数はのべ3018人で、その内訳は、表(8)のとおりです。

(8) 職員の研修の状況

区 分	内 容	研修数	受講のべ人数
基本研修	体系的に行う基本的、共通の研修	84件	2,084人
派遣研修	他研修機関に派遣して行う研修	110件	293人
職場研修	職場単位で行う研修	16件	569人
自主研修	職員の自発的な自己研修	27件	72人
計		237件	3,018人

市から

西宮北口駅南地区再開発地区計画地区計画変更案を公開

市は、西宮北口駅南地区再開発地区計画の変更案を、都市計画法にもとづき、3月10日から24日まで公開します。執務時間中に都市計画部(市役所南館3階)と北口開発所にて公開します。

この案に意見のある人は、公開期間中、市長あてに意見書を提出できます。問合せは都市政策グループ(0798・35・3526)へ。

【募集区分、対象】いずれも日本国籍を有する人
 青年海外協力隊：20歳~39歳 5月10日現在
 シニア海外ボランティア：40歳~69歳 11月10日現在
 1年未満の短期ボランティアも募集詳しくは問合せを

国際協力機構(JICA)

オンライン募金

整備事務所では縦覧できるほか、同部のホームページ <http://www.nishi.or.jp/homepage/keikaku> からも公開します。

この案に意見のある人は、公開期間中、市長あてに意見書を提出できます。問合せは、JICA兵庫(078・261・0352)へ。「体験談&説明会」を神戸国際会館神戸市などで開催